

令和 7 年 多賀町議会 9 月第 3 回定例会再開会議録

令和 7 年 9 月 26 日 (金) 午後 3 時 10 分開会

◎出席議員 (9名)

1 番	小 島 櫻 君	6 番	川 岸 真 喜 君
2 番	一之瀬 浩 治 君	7 番	富 永 勉 君
3 番	大 谷 重 温 君	8 番	山 口 久 男 君
4 番		9 番	神細工 宗 宏 君
5 番	木 下 茂 樹 君	10 番	菅 森 照 雄 君

◎欠席議員 (0名)

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	産業環境課長	野 村 博 君
会計管理者	岡 田 伊久人 君	地域整備課長	飯 尾 俊 一 君
企画課長	藤 本 一 之 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
総務課長	本 多 正 浩 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
税務住民課長	小 菅 俊 二 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
福祉保健課長	林 優 子 君		

◎議会事務局

事務局長 大 岡 まゆみ 書記 西 村 俊 之

---

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 49 号 令和 7 年度多賀町一般会計補正予算 (第 3 号) について  
(予算特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第 53 号 令和 6 年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第 54 号 令和 6 年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(総務常任委員長報告)

日程第 5	認定第 5 5 号	令和 6 年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (総務常任委員長報告)
日程第 6	認定第 5 6 号	令和 6 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について (総務常任委員長報告)
日程第 7	認定第 6 1 号	令和 6 年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について (産業建設常任委員長報告)
日程第 8	認定第 6 2 号	多賀町水道事業会計の利益の処分および令和 6 年度決算の認定について (産業建設常任委員長報告)
日程第 9	認定第 6 3 号	令和 6 年度多賀町下水道事業会計決算の認定について (産業建設常任委員長報告)
日程第10	請願第 1 号	生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書 (総務常任委員長報告)
日程第11	発委第 4 号	生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書案
日程第12	議案第 6 4 号	多賀小学校南校舎トイレ改修工事の請負契約の変更について
日程第13	発委第 2 号	多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第14	発委第 3 号	多賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
日程第15	議員派遣の件について	
日程第16	委員会の閉会中の継続調査について (総務常任委員会) (産業建設常任委員会) (議会広報常任委員会) (議会運営委員会) (議会改革特別委員会)	

(開会 午後 3時10分)

○議長（菅森照雄君） ただ今から、令和7年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

---

○議長（菅森照雄君） なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案1件、議会から委員会提出議案として発委2件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いします。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 令和7年9月第3回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、9月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は9月2日に開会し、本日までの25日間には、本会議をはじめ、一般質問や各委員会における審議、また令和6年度の決算審査など、提出をさせていただきました議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

各委員会に付託をされました議案および本日追加議案として提出をさせていただきました教育委員会所管の契約議決案について、円滑かつ適切なご決議賜りますようお願い申し上げ、議会再開のご挨拶とさせていただきます。

---

(開議 午後 3時10分)

○議長（菅森照雄君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第2 議案第49号から日程第10 請願第1号までを一括議題とし、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

6番、川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長（川岸真喜君） 総務常任委員会における付託案件の審査結果を報告させていただきます。本会議において当委員会に付託されました議案3件、請願1件についての審査の結果と経過を会議規則第77条に従い報告いたします。

9月10日午前9時15分より役場3階第1委員会室において、委員全員と町長、会計管理者、担当課長、課長補佐、係長に出席を求め、委員会を開催しました。

「議案第54号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査しました。

担当課の説明を求めました。小菅税務住民課長から、歳入決算額は前年度と比べ748万円減の8億4,320万円、歳出決算額は前年度と比べ4,207万円減の8億2,318万円となり、差引き残額は2,002万円となった。

歳入の主なものは、被保険者1,379人からの国保税1億3,084万円で、収納率は96%で、県下で1位である。その他県支出金5億8,844万円である。

歳出の主なものは、医療費に当たる保険給付費5億6,827万円であるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、収入未済額が550万円あるが、理由はとの問い合わせに対し、年度途中に所得が上がり税額が上がった場合や一度での支払いが難しいときに分納誓約をお願いしている場合があり、収納が難しいケースがあるためとの答弁がありました。

また、委員から、国保税の収納率について、他町の実績はとの問い合わせに対し、甲良町85%、愛荘町86%、日野町87%、豊郷町92%、竜王町93%であるとの答弁がありました。

また、委員から、1人当たりの医療費はとの問い合わせに対し、47万円で県内2位であるとの答弁がありました。

また、委員から、国保税率の県内一元化はいつからかとの問い合わせに対し、令和9年からであるが、その後3年間は経過期間となるとの答弁がありました。

また、委員から、特定健診の受診率は、近年の動向はとの問い合わせに対し、令和3年度が54%で、その後は50%、49%、49%と推移している。今年度も50%を見込んでいるとの答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で「議案第54号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

次に、「議案第56号 多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査しました。

担当課の説明を求めました。小菅税務住民課長から、歳入決算額は前年度に比べ1,633万円増の1億3,813万円、歳出決算額は前年度と比べ1,581万円増の1億3,585万円となり、差引き残額は227万円となった。

歳入の主なものは、75歳以上の被保険者と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を含めた1,415人からの保険料1億447万円である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金1億2,856万円であるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から返金額が生じる理由はとの問い合わせに対し、お亡くなりになられた場合、亡くなられた月まで、徴収しそうした分はご本人にお返しする。亡くなられた後に年金の振り込みがあった場合に徴収した分は、日本年金機構に返すことになるとの答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第56号 多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成全員で認定すべきものと決定しました。

次に、「議案第55号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査しました。

担当課の説明を求めました。林福祉保健課長から、歳入決算額は前年度と比べ1,540万円減の8億7,325万円、歳出決算額は前年度と比べ1,993万円減の8億5,057万円となり、差引き残額は2,268万円となった。

歳入の主なものは、65歳以上の1号被保険者2,424人からの介護保険料1億8,016万円、40歳から64歳までの2号被保険者2,187人からの支払基金交付金2億2,046万円であり、その他国庫支出金2億162万円、県支出金1億2,266万円がある。

歳出の主なものは、介護サービスへの介護給付費7億7,998万円、地域支援事業4,595万円であるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、認知症総合支援事業とはどのような事業かとの問い合わせに対し、愛知・犬上4町が豊郷病院に委託している事業で、認知症専門医、専門看護師、社会福祉士が認知症の初期のご本人や家族を支援する事業であるとの答弁がありました。

また、委員から、決算額が2%減少しているが、65歳以上の1号被保険者の数が減少しているのかとの問い合わせに対し、前年度から14人減少しており、この傾向が続く。40歳から64歳までの2号被保険者についても、全体の人口減少に伴い、減少傾向にあるとの答弁がありました。また、委員から、決算額の2%減少は、介護認定率の低下、すなわち元気な高齢者が増えてきていることと関係するのかとの問い合わせに対し、歳出が減少する主な理由は、施設に入る方が年々少なくなってきていて、1人の入所でも大きく

歳出に影響するためであるとの答弁がありました。

また、委員から、基金が1億数百万円あるが、基金を取り崩すのはどのようなときかとの問い合わせに対し、現在の第9期介護保険料を決める際に、この基金を使って100円の減額をした。次の令和9年度からの第10期の介護保険料を決めるときにも、急激な上昇にならないよう基金を使う予定であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で「議案第55号 多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。

次に、「請願第1号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書」を審査しました。

紹介議員の山口議員に請願趣旨と請願事項の説明を求めました。

厚生労働省が2013年に実施した生活保護費の引下げについて、最高裁判所が「判断に誤りがあり、違法」との判断を示したことなど、紹介議員から説明がありました。

紹介議員との質疑応答の後、討論はなく、採決の結果、賛成全員で「請願第1号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書」は、採択すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会における付託案件の審査結果と経過の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 産業建設常任委員会に付託されました審査結果を、会議規則の規定により報告いたします。

9月11日、委員全員と執行者側より町長、担当課長、課長補佐および担当者の出席を求め、9月2日の本会議において付託されました「認定第61号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、「認定第62号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和6年度決算の認定について」、「認定第63号 令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の3議案について、それぞれ担当課長から説明を受け、審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

「認定第61号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」です。歳入歳出予算総額は924万6,000円で、歳入決算額は685万6,757円、歳出決算額は685万5,055円で、歳入歳出差引き残額は1,702円となりました。

財産収入は、基金利子2万5,000円、繰入金は683万1,000円を基金から繰り入れました。前年度からの繰越金は1,000円です。

歳出についてです。経費の685万5,000円は、主にびわ湖東部中核工業団地内

の道路の草刈りおよび支障木伐採の委託料です。基金は年度中に 683万1,000円を繰り入れ、令和6年度末現在高は3億1,800万2,804円です。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

昨年、草刈り機モアの購入を提案し、今年度、購入されたと聞いているが、使用状況はどうかとの質疑に対し、草刈り機械の導入について、その機械が納品されたのが6月後半でした。機械の操作の安全講習を行うため、農機具センターと研修内容について調整していました。そのため、7月の1回目の草刈り作業については実施に間に合わず、従来どおりの草刈り機にならざるを得なかったという状況です。機械の使用貸借契約を締結する中で、安全講習を行うことを明記し、9月以降を目途に使用していきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、支障木伐採についての質疑に対し、国道306号沿いの支障木伐採については、びわ湖東部中核工業団地に進出される事業連合会の方からの要請を受けてのものです。支障木の伐採は高所作業のため費用、経費がかかるため、できるだけ多く切れるところまで切らせていただいており、ここ数年は発生しないと考えていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、「認定第61号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行い、全員賛成で認定することに決しました。

次に、「認定第62号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和6年度決算の認定について」、水道事業収益は3億7,180万8,000円で、前年度に対し、2,600万6,000円の減となり、水道事業費用は3億2,025万5,000円で、前年度に対し、1,920万1,000円の増となりました。

資本的収入は6,373万1,000円で、前年度に対し1,009万2,000円の増となり、資本的支出は2億5,750万1,000円で、前年度に対し3,419万6,000円の増となりました。資本的支出に対する不足額1億9,377万1,000円は、消費税資本的収支調整額・損益勘定留保資金および建設改良積立金で補てんをした。水道事業損益計算書では、当年度純利益3,876万5,000円の黒字となりました。

収益的収支（税抜き）についてです。収益的収支では、上水道使用料が2億4,741万1,000円となり、前年度に対し150万4,000円の増となりました。他会計補助金では、企業債の償還に充当するため、一般会計から5,061万5,000円を繰り入れ、長期前受金戻入では、繰延収益を収益化した額3,614万3,000円を計上しました。

収益的支出では、原水および浄水費で、浄水処理施設等の保守点検や原水水質検査、取水および送水ポンプの動力費など、各施設を安定して稼働させるため5,455万4,000円の支出となり、前年度に対し908万3,000円の増となります。減価償却費では、建物、構築物、機械および装置などの固定資産減価償却費が1億6,438万

1,000円となり、前年度に対し40万8,000円の増となりました。

資本的収支（税込み）についてです。資本的収入では、企業債で配水管の布設替事業等に充当するため5,000万円の借入れを行いました。

資本的支出では、水道改良費で、舗装本復旧工事および猿木地区、多賀地区の配水管布設替工事、敏満寺地区配水管移設工事、送水ポンプならびに取水ポンプ更新など全10件の工事請負費合わせて1億3,804万4,000円を支出し、前年度に対し3,183万7,000円の増となりました。

企業債償還では、施設整備等で借入れしたものと合わせて1億1,811万8,000円の元金償還を行い、新たに5,000万円を借り入れた結果、令和6年度末残高は24億6,905万8,798円となりました。

次に、未処分利益剰余金の処分について。未処分利益剰余金は16億7,638万6,220円となり、このうち建設改良積立金へ5,000万円を処分し、繰越利益剰余金を16億2,638万6,220円とするものです。

次に、以下、質疑の主なものを申し上げます。

営業外収益の中で、水道加入金が昨年より105万円程度減っているのはなぜかとの質疑に対し、水道加入金が昨年度に比べて減額の要因は、昨年度は大きい団地開発がなかったためとの答弁がありました。水道管の破損等による漏水の場合の料金返還についての質疑に対し、漏水の場合の減額計算については、修理後3か月ほど様子を見させていただいて、例えば、漏水した日の水道使用量が30tで、修理後10tとなった場合、20t分が漏水していたことになり、その20tに対する半分の水道に対する使用料を返還することにしておりますとの答弁がありました。

次に、キャッシュフローと設備の更新についての質疑に対し、昨年3月末現在で、現金預金として7億4,723万6,582円となっております。今後、老朽化が進んでいく敏満寺、川相の両浄水場および大谷配水池の建て替え費用に30億円程度を見込んでおります。一般会計からの繰入れや国等からの補助金があるにしても、約10億円から20億円の現金預金が必要となるのではないかと思っておりますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、討論はなく、「認定第62号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和6年度決算の認定について」採決を行い、全員賛成で可決、認定すべきものと決しました。

「認定第63号 令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」です。収益的収入の下水道事業収益は5億1,881万2,000円で、前年度に対し9,831万6,000円の増となり、収益的支出の下水道事業費用は4億9,644万2,000円で、前年度に対し8,470万2,000円の増となりました。

資本的収入は1億3,311万1,000円で、前年度に対し720万2,000円の減となり、資本的支出は2億9,799万3,000円で、前年度に対し3,942万4,000円の増となりました。資本的支出に対する不足額1億6,488万2,000円は、

引継金、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんしました。下水道事業損益計算書では、当年度純利益 1,958万2,000円の黒字となりました。

次に、収益的支出（税抜き）についてです。下水道使用料は2億8,415万8,000円となり、前年度に対し1,190万3,000円の増となりました。他会計補助金は、収益的支出に係る一般会計からの繰入金が7,180万円となり、前年度に対し4,580万円の増となりました。

長期前受金戻入は、繰延収益の収益化として1億1,911万3,000円を収益計上しました。

次に、収益的支出（税抜き）についてです。下水道管渠およびマンホールポンプに係る維持管理費用として2,367万5,000円を支出し、前年度に対し244万円の減となりました。処理場費では、農業集落排水処理施設に係る維持管理費用として1,432万円を支出しました。流域下水道維持管理負担金では、汚水処理に係る負担金として一般排水61.6円、特定排水69.1円を1m<sup>3</sup>当たり単価として1億1,325万7,000円を支出し、前年度に対し326万3,000円の増となりました。減価償却費は、有形固定資産2億5,046万2,000円、無形固定資産2,197万8,000円を費用化しました。

次に、資本的収入（税抜き）では中川原地区雨水排水整備事業等に係る企業債、流域下水道建設負担金に係る企業債、資本費平準化債の合計8,810万円を新たに借り入れております。他会計出資金は、資本的支出に対する繰入金として2,719万7,000円を一般会計から繰り入れました。

資本的支出について、管渠整備事業では、管渠設計委託料および中川原地区雨水排水整備等に対する工事費用1,447万4,000円を支出しました。処理場整備事業は、処理施設新設設計委託料および処理施設維持補修工事に対する工事請負費1,304万7,000円を支出しました。流域下水道建設負担金は、前年度に対し796万1,000円増の2,095万8,000円を支出しました。企業債償還金では2億4,843万7,000円の元金償還を行い、期末残高21億4,627万3,300円となりました。未処分利益剰余金の処分については、令和6年度の純利益を積み増した結果、未処分利益剰余金は5,483万8,677円となり、減債積立金へ100万円積み立て、繰越利益剰余金を5,383万8,677円とするものです。

次に、以下、質疑の主なものを申し上げます。

全国で下水道管の破損事項が発生しているが、多賀町の下水道管の状況はどうか点検はされているのかとの質疑に対し、法定耐用年数は通常管の場合は50年に定められており、多賀町の場合は一番早く布設が終わったところが平成7年で、今年度で30年ほどになり、今後の耐用年数は20年程度です。八潮市の事故を契機に国から通知も通知等もあり、多賀町でも腐食のおそれの大きい管渠などを重点的に調査しております。多賀町には現在、硫化水素の影響で破損するおそれのあるコンクリート製の下水道の管渠

はありません。マンホールは22か所あり、5年に1回点検が義務づけられています。昨年度21か所点検をさせていただいて、基本的には問題ないという判断をさせていただきました。今年度残り1か所点検を行い、腐食のある人孔の点検を終える見込みになっております。令和8年度から5年間で、またそれぞれ対象となっているマンホール22か所を点検することになりますとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業の加入世帯の人口推移はどうかとの質疑に対し、令和5年度末時点の接続人口が310人で、令和6年度末時点の接続人口は309人ですとの答弁がありました。

以上の質疑の後、討論はなく、「認定第63号 令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、採決を行い、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

6番、川岸真喜予算特別委員長。

〔予算特別委員長 川岸真喜君 登壇〕

○予算特別委員長（川岸真喜君） 予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

本会議において当委員会に付託されました議案1件の審査結果と経過を会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

9月12日午前9時より役場3階第1委員会室において委員全員と町長、会計管理者、各担当課の課長ほかに出席を求め、委員会を開催しました。付託されました案件は、「議案第49号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

初めに、今回の補正予算について、本多総務課長から、今回の補正予算は既定の予算に1億1,897万円を追加するもので、歳入歳出予算は67億8,994万円となる。

歳入では、今回の補正予算に必要な財源のほかに、固定資産税において、企業による設備投資が進んだことから5,795万円の増額。国からの地方交付税において、償却資産税の収入増加により、交付金が4,346万円減額。また、国庫支出金において、小学校のトイレ改修に対し、国から財源措置を得られず、2,723万円の減額を計上したとの説明がありました。

次に、総務課に関する事項について説明を求めました。本多総務課長から、庁舎の空調工事による冬場の暖房器具の購入費130万円、防犯カメラの設置補助金480万円などについて説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、庁舎の空調工事はいつ終わるのかとの問い合わせに対し、今年度末までかかる予定である。暖房が止まるため、暖房器具の予算を計上した。今回、ヒーターを14台購入するが、使用後は災害備品として活用する。燃料については当初予算の範囲で貯えるとの答弁がありました。

また、委員から、防犯カメラの設置は1台当たりの価格、何台をどこに設置するのか

との問い合わせに対し、録画機能があるので、1台15万円程度を見込んで補助の上限額を設定した。この事業は3年間継続するもので、希望集落に補助をする。今回は16集落分計上する。管理は集落にお願いする。設置場所については公表を控えるとの答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について説明を求めました。藤本企画課長から、多賀スマートインター上り線開通式典の経費125万円などについて説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、税務住民課に関する事項について説明を求めました。

小菅税務住民課長から、町税の還付金434万円について説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課に関する事項について説明を求めました。

林福祉保健課長から、障害者自立支援費6,114万円の追加、子育て支援対策費630万円の追加について説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、障害者自立支援費について、障がいサービスにおける国・県・町の費用の負担割合はとの問い合わせに対し、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1であるとの答弁がありました。

また、委員から、訪問入浴サービス委託料の増加について、その理由はとの問い合わせに対し、お一人の方から訪問入浴の回数を増やしたいとご希望を伺った。不足分を計上したとの答弁がありました。

また、委員から、障害者手帳をお持ちの方の人数はとの問い合わせに対し、身体障害者手帳が271人、療育手帳が70人、精神障害者保健福祉手帳が59人であるとの答弁がありました。

また、委員から、子育て支援対策費について、こども家庭センターをふれあいの郷に設置するための改修費用だが、今までのこども家庭応援センターより広くなるのか、詳しい説明をとの問い合わせに対し、談話室を改修してこども家庭センターを設置する。面積は若干広くなる。相談スペースは今まで簡易なパーティションで間仕切られ、相談内容が事務所内に聞こえていたが、新たに音漏れのない相談スペースを設置する。また、消耗品費でマットやおもちゃを購入するとの説明がありました。

次に、産業環境課に関する事項について説明を求めました。

野村産業環境課長から、農業費の小規模農地獣害対策補助金で39万円の追加、林業費の林道維持補修工事で80万円の追加、商工費の登山道整備補助金で20万円の追加について説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、小規模農地獣害対策補助金の実績はとの問い合わせに対し、令和6年度は11件であった。今年度は既に8件あり、予算の不足が予想されるため、対応するとの答弁が

ありました。

また、委員から、林道維持補修工事について、内訳はとの問い合わせに対し、林道アサハギ谷線の補修工事と想定される崩土除去であるとの答弁がありました。

また、委員から、登山道整備補助金について、どこの登山道かとの問い合わせに対し、高室山の登山道で、南後谷区側の登山口にある東屋の補修に対し、その原材料費などを補助するとの答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項について説明を求めました。

飯尾地域整備課長から、土木費の道路橋梁費では、多賀スマートインターが12月に開通した場合の町管理区間の点検、維持管理作業などに614万円、道路補修工事に414万円、道路改良工事に1,266万円、交通安全対策工事に500万円、橋梁点検業務委託に396万円など、計3,243万円を追加するとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、道路改良工事の内容はとの問い合わせに対し、敏満寺本線の一部と多賀区の福祉会館前の多賀月之木線の改良工事であるとの答弁がありました。

また、委員から、多賀月之木線の改良工事の工事期間はいつまでかとの問い合わせに対し、年度末であるが、通学路でもあり、できるだけ早く終わらせるようにしたいとの答弁がありました。

最後に、教育委員会に関する事項について説明を求めました。

谷川教育総務課長から、小学校費では、施設改修工事で300万円の追加、中学校費では、実施設計委託料で320万円の追加、施設維持補修工事で200万円の追加をするとの説明があり、また、竹田生涯学習課長から、海洋センター費で消耗品費を25万円追加するとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、大滝小のトイレ改修について、男子用と女子用の間仕切りがコンクリートでないため、音漏れの苦情を聞いている。今回、工事で改善されるのかとの問い合わせに対し、コンクリートの壁をつくり、防音効果を図るとの答弁がありました。

以上で、質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で「議案第49号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決すべきとすることに決定いたしました。

以上で、予算特別委員会における付託案件の審査結果の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

8番、山口久男決算特別委員長。

〔決算特別委員長 山口久男君 登壇〕

○決算特別委員長（山口久男君） 決算特別委員会に付託されました「認定第53号 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、審査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

決算特別委員会は、9月5日、8日の両日にわたり、委員全員と執行者側より町長、会計管理者、各担当課長、課長補佐および担当係長、主査の出席を求め、9月2日の本会議において付託されました「認定第53号 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」審査を行いました。

各課に関する事項について決算の説明を受け、所管ごとに逐条審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

まず最初に、岡田会計管理者より9月2日の本会議において令和6年度一般会計決算について説明を受けましたので、以下、説明の概要を申し上げます。

令和6年度一般会計予算総額は61億2,779万8,000円で、歳入決算額は61億6,240万6,708円となり、前年度と比較して3億5,287万1,000円の減、歳出決算額は58億8,499万7,917円となり、前年度より3億1,072万3,000円の減となりました。歳入歳出差引残額は2億7,740万8,791円で、繰越財源1,667万9,000円を引き、実質収支額は2億6,072万9,791円となりました。

次に、歳入の説明のうち主なものを申し上げます。

町税の収入済額は、19億7,463万9,000円で、前年度比1億6,533万8,000円、9.1%の増収となりました。不納欠損額は113万円、収入未済額は1,745万2,000円、収納率は99.07%でした。

町民税では、個人町民税は定率減税事業の実施により減収となりましたが、法人町民税は、為替の影響や半導体需要の好調等により、法人税割が6,481万1,000円の増となり、町民税全体では5,194万4,000円増の6億7,959万6,000円となりました。固定資産税は、工場の増設や設備投資があり、前年度より1億1,439万円増の12億100万7,000円です。

軽自動車税は、新税率の台数増加により増収となり、たばこ税は売上げ本数が減少したため減収となりました。

地方消費税交付金から法人事業税交付金までの県税市交付金は2億7,424万8,000円で、前年度より2,269万2,000円の増加となりました。

地方特例交付金では、個人住民税の減収補てん特例分、定額減税分等で4,354万5,000円の収入です。

地方交付税は15億9,910万6,000円で、普通交付税は12億7,577万2,000円で695万7,000円の減少、特別交付税は3億2,333万4,000円で、2,767万5,000円の増加となりました。分担金及び負担金は543万7,000円の増加、使用料及び手数料は、ほぼ前年度並みとなりました。

国庫支出金では5億9,824万5,000円で5,093万3,000円増加しました。新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で3,342万円の減、スマートインターチェンジ上り線整備事業費補助金で3,271万円の減、社会资本整備総合交付

金で3,106万円の減がありました。公立学校施設整備費負担金で2,497万8,000円、デジタル基盤改革支援補助金で3,893万3,000円の受入れ、地方創生臨時交付金で4,676万円の増、児童手当国庫負担金で1,812万円の増などがあり、増加となりました。

県支出金は3億6,070万6,000円で1,300円減少しました。福祉医療費助成事業補助金は1,759万4,000円、農林水産業費県補助金の団体営農農地防災事業補助金930万円、ニホンジカ特別対策事業補助金634万2,000円、急傾斜地崩壊対策事業補助金3,418万5,000円の受入れです。県委託金では、衆議院議員総選挙委託金868万3,000円の収入です。

財産収入では311万1,000円となりました。寄附金は、多賀町まちづくり応援寄附金、ふるさと納税で2億9,620万7,000円を収入し、9,654件の寄付がありました。

繰入金は1億9,734万1,000円で478万8,000円増加しました。減債基金から1,676万3,000円、多賀小学校改修事業に充当するため、公共施設等維持管理基金から2,549万8,000円、まちづくり基金から1億3,531万2,000円を繰り入れ、社会福祉基金から1,976万8,000円を繰り入れ、小中高校生の医療費助成や育児用品購入補助のほか、新入学生の通学助成事業等を実施しました。

諸収入3億2,782万1,000円の主なものは、小中学校の給食費の収入、宝くじの社会貢献広報事業として実施されるコミュニティ助成事業の2か字分320万円の受入れのほか、湖東圏域公共交通活性化協議会の返戻金の受入れ、保育所等の施設型給付費は1億8,949万1,000円となりました。

町債では1億114万3,000円で2億9,047万円減少しました。主なものとして、多賀小学校増築事業で2,240万円、スマートインターチェンジ整備事業で2,620万円、急傾斜地崩壊対策事業で1,410万円などを発行し、臨時財政対策債は1,374万3,000円の発行です。

自主財源は31億6,175万8,000円で、歳入全体の51.3%、依存財源は30億64万9,000円で48.7%となりました。

歳出の説明のうち主なものを申し上げます。

議会費は支出済額6,539万8,000円で、議場LED工事費289万3,000円支出があったが、議員定数2名減に伴い、人件費等で853万円の減となり、全体では前年度よりも538万円の減少となりました。

総務費は9億4,840万9,000円で、前年度より1億5,958万円増額となりました。一般管理費では、ふるさと納税業務委託料が増額し、特別定額給付費では、定額減税補足給付金事業、住民税非課税均等割のみ課税世帯等への特別金事業、物価高騰生活支援給付金事業で1億1,698万円となりました。

財産管理費では、施設の維持管理や庁舎の内装工事、エアコン修繕などを行い2,7

35万3,000円の支出です。企画費は651万2,000円を支出し、県市町村共同で入札参加資格申請共同受付を行いました。

集落活動費では、コミュニティ助成事業で320万円を助成したほか、引き続き自主的な計画に基づく自治活動を支援するため、43集落に対し、まちづくり活動支援交付金903万6,000円を交付しました。

電子計算費では、6町行政情報システム共同利用料4,779万5,000円のほか、基幹系情報システムの標準化、LINE拡張システムを導入した費用です。

公共交通対策では、近江鉄道線管理機構負担金1,200万4,000円、コミュニティバス運行対策として2,786万6,000円を補助金としての支出です。

徴税費では、固定資産税資料整備委託料に976万4,000円、修正申告等による過年度還付金で798万円の支出です。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍電算システム改修に775万3,000円、住民票等振り仮名対応システム改修に631万円の支出です。

選挙費は、衆議院選挙の執行等で914万1,000円の支出です。

民生費は17億1,890万8,000円で、前年度比3億7,144万3,000円の減となりました。

社会福祉費では、物価高騰対策緊急支援補助金546万8,000円を6事業所に給付を行いました。国民健康保険特別会計へ6,028万3,000円、介護保険事業特別会計へ1億2,949万1,000円の繰出です。

老人福祉費では、シルバー人材センター事務所建設に4,709万3,000円を支出しました。

障害者自立支援費では、障害サービス給付費1億5,856万9,000円など、自立支援給付のほか、地域生活支援事業を実施した負担金等の支出です。

福祉医療費助成では、扶助費総額5,943万1,000円で、前年度より261万5,000円の増額となりました。小中学生および高校生の子育て支援分は1,970万円で、381万円の増額となりました。

児童福祉費では10億258万6,000円の支出です。子ども・子育て支援事業計画策定に394万9,000円、出産・子育て応援給付金に285万円、低所得者の子育て世帯子ども加算給付金789万円の支給です。

保育所費および認定こども園費では、施設の維持管理、給食調理業務委託化など7億1,287万9,000円を支出しました。

子育て支援対策費では7,444万6,000円支出し、放課後児童クラブの運営、また不登校対策、子育て支援を実施しました。

衛生費では、3億7,747万7,000円で、前年度より1,983万3,000円の減額となりました。

保健事業総務費では、第3期健康増進計画および食育推進計画策定に387万2,0

00円の支出です。保健事業では、母子手帳アプリの導入、各種検診事業、予防接種事業等の実施に5,779万8,000円の支出です。

総合福祉保健センター費では1,304万7,000円を支出し、施設管理を行いました。

環境衛生費は2億1,278万円で、前年度より1,248万8,000円の増額となりました。ごみ収集業務委託料は99万円減の5,109万7,000円、また、燃えないごみと可燃ごみの処理に係る一部事務組合負担金は713万1,000円増の8,021万4,000円、し尿処理に係る一部事務組合負担金は327万9,000円増の5,535万4,000円です。

上水道費では、起債償還に係る水道事業会計への繰出しが2,536万3,000円減の5,061万5,000円となりました。また、物価高騰対策で水道基本料金減免分828万3,000円の繰出しだす。

次、農林水産事業費は2億6,884万2,000円で、4,637万5,000円減少しました。

農業費では、例年の交付金に加え、肥料価格高騰による農業経営の緩和対策として、178農家に1,497万8,000円を交付。また、畜産業に対して100万円を交付しました。

土地改良事業対策費では、水位監視システムの導入で220万円、ため池改修工事に665万9,000円の支出です。農業集落排水事業分として、下水道事業会計に5,680万円の繰出しだす。

鳥獣害防止対策費では、ニホンザルの個体数調整業務委託料として323万3,000円の支出、集落獣害自営組織育成や小規模農地獣害対策補助金等で601万9,000円を交付しました。

林業費では9,042万円で、森林環境学習やまのこ事業の実施に対して、大滝山林組合へ998万5,000円の補助金を交付し、町内2小学校以外にも34校、1,887名の小学4年生の児童を受け入れました。

狩猟費では、有害鳥獣駆除事業1,504万9,000円、森林資源循環利用促進費では、町内の新生児出生のお祝いとして、間伐材を利用した積み木等の作成で86万5,000円を支出しました。地域再生費では、地域おこし協力隊を委嘱して、林業従事者との連携を図りました。

次、商工費は5,516万円で前年度比886万円の増額となりました。住宅リフォーム促進事業補助金に32件、437万3,000円、がんばる商店応援補助金200万円の支出、燃料高騰対策で、小規模事業者に342万4,000円、ライトアップ事業の実施に320万円、観光トイレ整備事業補助金1,000万円の支出です。

土木費は5億1,303万5,000円で4,525万1,000円の減額となりました。多賀町内外事業者15社に除雪を委託するとともに、職員除雪、集落除雪、ふるさと

除雪の4体制で行い、除雪委託料は前年度より4,307万円増の7,201万円の支出です。

橋梁長寿命化事業に2,653万2,000円支出のほか、交通安全対策工事に269万4,000円を支出、多賀スマートインターチェンジ整備事業では8,686万円、町急傾斜地崩壊対策事業に4,847万4,000円の支出です。

都市計画費1億3,362万2,000円のうち、都市再生整備計画費で結いの森公園に係る令和6年度分整備費用として6,925万7,000円を支出し、令和6年7月に公園が開園しました。

消防費は1億8,574万2,000円で、彦根市消防へ委託している常備消防費は1億3,302万1,000円となりました。集落へ消防・防災整備等補助金として消火栓の補助を635万3,000円、災害対策では、地域防災計画の更新に583万円の支出、災害備蓄品整備に222万3,000円の支出としました。

教育費は8億5,622万9,000円で9,813万3,000円の増加となりました。

小学校費、中学校費では給食費の第3子以降の無償化を実施したほか、施設面では多賀小学校の南校舎の増築工事、既存不適格改修工事を、大滝小学校では駐車場のフェンス更新工事を実施しました。また、中学校では、新たにロボットプログラミング学習の実施、施設面では受水槽の更新を実施しました。

社会教育費は2億6,656万6,000円で、出前講座の取組、はたちの集いや町民の集い、ささゆりコンサートなどを開催しました。保健体育事業では、中学校の部活の在り方を検討するとともに、町民モルック大会を開催しました。

文化財保護費では、多賀町文化財保存活用計画に基づき、社寺等美術工芸品基礎保存調査や普及交流事業を実施し、敏満寺石仏谷遺跡保存整備事業に615万3,000円、町指定文化財修理補助金として2,167万9,000円の支出です。

あけぼのパーク多賀管理費では、受水槽の更新、エレベーターの修繕など実施をしました。

災害復旧費は、林道権現谷線、町道甲頭倉線の災害復旧事業を行い、1,212万9,000円の支出です。

公債費は5億7,669万7,000円で、前年度より1億847万2,000円増加しました。臨時財政対策債、公共事業債、緊急防災・減災事業債などの元金償還終了があり、定期の元利償還は減少しましたが、臨時財政対策債、公共事業債、学校教育債等で1億4,433万円の繰上償還をおこなったことにより増加となりました。

諸支出金は3億697万3,000円で、2億815万5,000円減少しました。財政調整基金に443万3,000円、減債基金に2,220万6,000円、まちづくり基金に1億4,826万7,000円、公共施設等維持管理基金に1億3,206万7,000円を積み立てた。

基金は、令和6年度末基金合計額は20億5,004万6,671円となり、前年度よ

り 1 億 9 6 3 万 3,000 円増加しました。

地方債は、新規発行額は 1 億 1 1 4 万 3,000 円で、元金償還額を下回ったため、地方債残高は 4 億 4,559 万 3,000 円減少し、46 億 2,777 万 9,000 円となりました。

以上が令和 6 年度一般会計歳入歳出決算の説明の概要であります。

次に、以下、質疑の主なものを申し上げます。

次に、会計室に関する事項についてです。キャッシュレス決済の件数は増えているのかとの質疑に対し、若干キャッシュレス決済については増えているという状況であり、特に住基、戸籍関係、延長保育に係るおやつ代等がキャッシュレス決済を使っていただいております。キャッシュレス決済について、現在、各種の納付書については、QR コードで納付できるよう全国的に進められております。多賀町でも、町が発行する納付書について QR コード決済を検討させていただいているとの答弁がありました。

次に、議会事務局が所管する事項については、質疑はありませんでした。

次に、総務課に関する事項についてです。消防防災施設整備事業補助金について、18 集落が補助金で整備されたが、残りの集落への対応はどうかとの質疑に対し、消防施設補助金制度は町が 3 分の 2 を補助し、集落の負担は 3 分の 1 という制度です。令和 6 年度と 7 年度の 2 年間に集中的に整備する制度で、先にされたのが 18 集落です。まだ更新していない集落もあり、7 年度中に更新していただくよう、秋の区長会にも再度周知していきたいとの答弁がありました。

次に、財産管理費の中で、修繕費、駅舎等のトイレの水回りの修繕が主な支出となっていますとの答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項についてです。道路施設災害復旧費について、令和 5 年度で災害復旧工事がされているが、令和 6 年度でまた 232 万 4,300 円支出されている。同じ場所なのか、前回の工事に問題があったのか、説明を願いたいとの質疑に対し、令和 5 年度にこの法面が崩れたため、大型土のうを積んでの復旧工事を行いましたが、雨水の関係で土のうが崩れかけたため、大型土のうを撤去して、擁壁工に変えて実施したものです。場所は同じ箇所ですとの答弁がありました。

次に、産業環境課に関する事項について、観光トイレ整備事業金 1,000 万円の支出についての質疑に対し、多賀大社内の境内で多賀大社の正面から本殿に向かうまでの右側に位置しているトイレであり、事業費としては 7,220 万円です。町としては、補助金の支出について、過去に河内の風穴の観光トイレを整備されたときに補助金要綱が設置されており、それを適用して上限 1,000 万円を支援させていただいているとの答弁がありました。

湖東広域衛生管理組合の負担金の可燃ごみについて、昨年に比べて可燃ごみ量が減っているにもかかわらず負担金額が増えているのはなぜかとの質疑に対し、主に物価高騰による電気代の高騰や施設の老朽化に伴う修繕工事の増額です。施設の維持補修等で負

担金が増額になっておりますとの答弁がありました。

ニホンジカ広域一斉駆除県補助金と湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業交付金について、使い道が違うのか、また、シカ1頭について補助はどうかとの質疑に対し、ニホンジカ広域一斉駆除県補助金は自治振興交付金の補助金となっており、ニホンジカ特別対策事業補助金は森林税を原資とした補助金で1頭当たり1万500円です。自治振興交付金は、ニホンザル、イノシシ駆除のほか、シカに対しても支払われており、1頭当たり6,500円になっております。シカは国の交付金で1頭当たり7,000円ですとの答弁がありました。

シカは1頭当たり1万7,500円の補助となるのかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁がありました。

次に、野鳥の森の補助金25万円について、どのような内容の補助かとの質疑に対し、トイレの維持管理や周辺の道路の除草作業等の入件費相当分の補助ですとの答弁がありました。

ふるさと楽市実行委員の構成と補助金についての質疑に対し、運営委員会は観光協会、商工会、門前町共栄会と絵馬通り沿線での事業を展開されている方にお願いをしているところです。

補助金については、運営委員への報償ではなく、イベントに係る事業ならびに資材購入等の費用ですとの答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊の活動等に関する質疑に対し、地域おこし協力隊員から毎日日報と実績報告を提出してもらっています。活動費等について、自身のスキルアップのための研修等にも参加しておりますし、その額の範囲内での活動でできているとの認識ですとの答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について、空き家の除去と改修についての補助金の詳細についての質疑に対し、空き家除去は昨年、佐目の集落で1件であり、改修については、樋崎の物件を購入され、そのまま改修されたものが1件ですとの答弁がありました。

次に、電算機構築委託料の額が増えているが、内容はどうかとの質疑に対し、一番大きいのは、自治体情報システムの標準化に関する業務に係る費用ならびに回線の構築費用になっていますとの答弁がありました。

次、説明があった費用は4,000万円と思うが、残りの1,400万円の費用の内容はとの質疑に対し、そのほか1つ目に電算室にあるアカウントを管理するサーバー、2つ目にウインドーズアップデートをパソコンにかける際に、サーバーにそのアップデータを置くためのサーバーそれぞれを更新し、工事費用の1,000万円増額、それと仮想構築費用として、昨年度から職員のパソコンで仮想的にインターネットのネットワークにつなぐシステムを導入したための初期費用ですとの答弁がありました。

次に、税務住民課に関する事項について、後期高齢者の健康診断の対象者が拡大されたことについての質疑に対し、令和5年度までは医療機関受診者または要介護認定者で

血液検査などの検査歴がある方と、施設入所者については健康診査の対象外でありました。令和6年度からは、医療機関受診者または要介護認定者で、血液検査の検査履歴がある方も対象となりましたので、令和5年度は対象者が323人、令和6年度は対象者が1,313人で、大幅に対象人数が増加しておりますとの答弁がありました。

次、石灰岩を積載した大型トラックがかなり増えていると思われるが、鉱産税はどうかとの質疑に対し、鉱産税は滋賀鉱産が石灰岩を搬出するときに発生する税金であり、前年度は141万9,800円、比較すると実績が41万9,300円下がっているという状況ですとの答弁がありました。固定資産税の確定について、航空写真にて最新の写真を撮ることによって課税が変わるとか、修正を求めることがあるのかとの質疑に対し、航空写真を見て、実際の地目と現況が違うという場合、修正または変更させていただいておりますので、固定資産税の変更はあるかと思います。今年度実施の委託事業について精査していくことを考えておりますとの答弁がありました。

次に、福祉保健課に関する事項について。補聴器購入補助金について、補聴器は高額になっており、1人当たり2万5,000円の補助であるが、整合性は取れているのかとの質疑に対し、補助金の助成は購入された金額の半額で、上限を2万5,000円とさせていただいております。近隣の補助率や補助金等も調べさせていただきました。重度の難聴の場合で身体障害者手帳をお持ちの方の場合は、障害者制度での補助がございますので、障がい者でない方の補助につきましては、初めての事業でもございましたし、近隣の状況も踏まえ、高い方の設定ではございませんが、2万5,000円という形でスタートさせていただきましたとの答弁がありました。

次に、多賀町障害者福祉施設整備事業補助金についての質疑に対し、社会福祉法人杉の子会が町内で初のグループホームを整備していただきましたので、公的な補助金は直接杉の子会に入っています。それ以外に、町独自の補助金ということで出させていただいたものですとの答弁がありました。

次に、老人クラブ育成事業についてクラブへの加入、啓発についての質疑に対し、老人クラブについては、例年6月に全体の会議を持たせていただきまして、老人クラブの存続の課題や高齢者への支援について研修をさせていただいております。全体を通じて意見交換などもしておりますので、さらに存続していただけるよう検討していきたいと思います。令和7年度から活動していただきやすくするために、活動補助金の方も見直しをさせていただいているところですとの答弁がありました。

次に、教育総務課、学校教育課に関する事項についてです。フリースクールの利用児童生徒支援補助金についての質疑に対し、フリースクールの利用は現在のところ1名ですとの答弁がありました。定住自立圏病児保育事業負担金についての質疑に対し、病後児保育は負担金であり、1市4町で運営をしています。定住自立圏病児保育事業負担金として29万3,800円であり、利用は4時間以上とそれ以下があります。1日4時間以上利用される方が延べ38人で、半日は3人というような状況になっておりますと

の答弁がありました。

放課後児童クラブのシステム使用料 66万9,000円の内容についての質疑に対し、放課後児童クラブの入退室のシステム導入であり、これまで指導員が手入力で入退室管理をしていましたが、利用する児童数が増えたことから、保育園と同じようなカードタッチをして入退室を確認することとしたものですとの答弁がありました。

大滝たきのみやこども園の公用車購入についての質疑に対し、保育士の移動のため、新規に購入したものですとの答弁がありました。

次に、防犯カメラの設置についての質疑に対し、多賀中学校では9台、多賀小学校では8台、大滝小学校は7台です。放課後児童クラブの施設には設置をしておりませんが、今後検討させていただきますとの答弁がありました。

次、テレビゲームなどタブレット端末の利用などで子どもの健康面の影響についてどうかとの質疑に対し、子どもたちが今タブレットの活用ということで家に持ち帰ったり、学校での活用、そして家に帰ったら自分のゲーム、携帯を持っているということで、そういうことに関して健康的な部分での心配というのはしているところです。各校園ともそのことは重く受け止めて、例えば保護者との親子活動のときにタブレットとうまく付き合う方法について研修をおこなったり、また、小中連携会議のときに各校の状況を交流してより良い改善策を考えたいということで、今ご指摘いただいたところに取り組んでいるところですとの答弁がありました。

次に、生涯学習課に関する事項について、海洋センターの体育館等の清掃はされているのかとの質疑に対し、指定管理料は、清掃業務や日常の光熱水費等に係る費用等を鑑み算定しております。清掃が十分行き届いていないことにつきましては、当然あってはならないことでございますので、こちらからの指導を行い、皆さん気が持ちよくご利用いただける社会体育施設にするよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、結いの森の歩道の修理について、歩道の盛り上がりの原因は何だったのかとの質疑に対し、今年度予算で修繕させていただきました。真砂土舗装につきましては、舗装厚が大体3cmぐらいしかなく十分でなかったことや転圧が十分でなかったことなどが原因ではなかったかと業者の方から聞いていますとの答弁がありました。

次に、石仏谷の整備工事の完了のめどはどうかとの質疑に対し、石仏谷の整備工事につきましては、令和10年をめどに完了したいと考えております。また、胡宮神社の整備につきましても、令和11年をめどに進める計画をしておりますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、討論はなく、「認定第53号 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」採決を行い、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査結果報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 以上で総務常任委員長報告、産業建設常任委員長報告、予算特別委員長報告、決算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

議場の時計で40分。

（午後 4時32分 休憩）

---

（午後 4時40分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめお伝えをしておきます。本日の会議時間は、議案審議が終わらないと予想されますので、会議規則第9条第2項の規定により延長することといたしました。

日程第2 「議案第49号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第49号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第49号は、予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「認定第53号 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定です。認定第53号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第53号は、決算特別委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4 「認定第54号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第54号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第54号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 「認定第55号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第55号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第55号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 「認定第56号 令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

8番、山口議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） ただいま議題となっております「認定第56号 令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論を行います。

75歳以上の令和6年度の平均被保険者1,412人で、前年度より34名増となっています。後期高齢者医療事業は広域連合のため、多賀町独自には保険料等は決められませんが、令和6年度は1億447万円余りであり、歳入全体の75.6%を占めており、前年度より増えています。一方、医療費の総額は、被保険者の増により前年度比1%増えていますが、1人当たりの医療費は1.5%減となっています。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は2008年に導入をされました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつける制度であると考えます。所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止されました。現役世代の負担軽減を口実に、2022年10月1日からは75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担が2割になり、一定所得の高齢者は窓口負担が2倍になることから、急激な負担増を抑制するため、3年間の経過措置が設けられていました。

厚生労働大臣は、今年の9月12日の記者会見で、3年間の経過措置が今年度末、いわゆる9月で終了するため、10月から2割となる対象者が全国で約310万人に上る

との推計を明らかにしました。厚生労働省は急激な負担増加額を月3,000円に収まるよう経過措置を設けていましたが、経過措置が終了する10月1日からは自己負担額は年間9,000円程度と推計しています。さらに、昨年の9月に75歳以上の高齢者の医療費窓口3割負担の対象拡大を検討する方針を閣議決定しております。負担増で患者が受診を控えたり、検査や薬を減らすなどの影響が指摘されています。今回の2割負担の完全実施で、さらなる受診抑制が懸念されます。

現役時代にも税・社会保険料の負担をしてきました。現役世代の保険料負担の上昇を抑制するためといふのであれば、国庫負担こそ増やすべきではないでしょうか。弱い者同士で負担を押しつけ合うような仕組みであります。大企業や高額所得者を優遇している税制の改革であり、また日本の防衛とは無縁の大軍拡予算の見直しが必要ではないかと思います。高齢者は長年、日本の経済、社会の発展に貢献してきました。

高齢者になれば体が弱ってくるのは当然です。病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。負担を苦に受診抑制で重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶たないと聞いております。通院を減らせば病気が悪化し、結果的には国や町の財政を圧迫してしまいます。

政府は、現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいざれは年を取る上、既に親の医療費を肩代わりしている人もいると聞いております。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療保険に集め、負担増か給付減かを迫る制度の破綻はいよいよ明らかではないでしょうか。高齢者をお荷物扱いするこうした医療保険制度の廃止、医療費の負担増の見直しを求め、後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について反対の討論とします。

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第56号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多數〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立多數であります。よって、認定第56号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 「認定第61号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第61号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第61号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 「認定第62号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和6年度決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は、多賀町水道事業会計の利益の処分については可決、また令和6年度決算については認定です。認定第62号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第62号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決、認定することに決定しました。

日程第9 「認定第63号 令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第63号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第63号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 「請願第1号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。請願第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、請願第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま川岸真喜総務常任委員長から、「発委第4号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書案」が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。なお、日程第11から日程第15を1号ずつ繰り下げ、発委第4号を日程第11とします。

事務局より日程表および議案の配布を行います。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第11 「発委第4号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長（川岸真喜君） 「発委第4号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書（案）」について。

本議案を別紙のとおり、多賀町議会会議規則第14号第3項の規定により提出いたします。

提案理由を説明します。

憲法第25条では、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としています。国に対して、全ての生活面について、社会福祉・社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めることを求めています。最高裁判所は6月27日、厚生労働省が2013年からおこなった生活保護費引下げについて、厚生労働大臣の判断には誤りがあり、違法とした統一的な判断を示しました。生活保護利用者は、光熱費、食品など生活に関わる全ての物価高騰、命の危険を感じるほどの猛暑など、生きることが苦しいという状況です。利用者からは、食べ物を買うお金さえ足りないという声が聞こえています。最高裁判所の判決に従い、生活保護利用者全員に対し、下記の4つの事項について速やかな対応を求めるものです。

1つ目、猛暑を乗り越えるためにも、緊急に物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引上げを直ちに行うこと。

2つ目、生活保護基準を2012年まで遡及し、減額によって侵害された原告・生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復すること。

3つ目、物価偽装などの手段を用い、基準部会に諮らないなどの違法な手続によって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えてきたことに対し、真摯に謝罪すること。

4つ目、違法な減額処分を行った経過と原因、責任の所在を検証し、再発防止策を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日。滋賀県多賀町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総

理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発委第4号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書案」を、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。原案の案の字句を削除して、意見書を関係行政庁に提出いたします。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第12 「議案第64号 多賀小学校南校舎トイレ改修工事の請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第64号 多賀小学校南校舎トイレ改修工事の請負契約の変更」につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書をお願いいたします。

多賀小学校南校舎トイレ改修工事につきましては、令和7年6月10日に条件付一般競争入札の開札を行い、同年6月18日の6月定例会におきまして、滋賀県長浜市大戌亥町1001番地、長住建設株式会社、代表取締役、松居慶浩と請負契約を締結する議決を頂いたところです。

今回お願いする請負契約の変更は、工事の精算による設計変更に伴う請負金額の増額であり、請負金額を197万4,500円増額し、変更請負額8,557万4,500円での契約を行うことにつき、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

主な変更内容といたしましては、仮設トイレや軸体修繕の追加、照明器具の材料支給への変更等でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第64号 多賀小学校南校舎トイレ改修工事の請負契約の変更について」は、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第64号は可決されました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第13 「発委第2号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富永勉議会運営委員長。

〔議会運営委員長 富永勉君 登壇〕

○議会運営委員長（富永勉君） 「発委第2号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、第7項および会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

令和7年9月26日、多賀町議会議長、菅森照雄様。

提出者、多賀町議会運営委員会委員長、富永勉。

それでは内容についてご説明を申し上げます。

多賀町議会会議規則の一部を改正いたします。第9条は会議時間を定めるもので、議会の会議の時間変更につき、会議中でない時間に災害などの理由により緊急に会議時間を変更する必要がある場合、議長の会議時間を変更することを規定上明確にするものである。

改正の2つ目の103条は、議場に入る者の服装、携帯品についての規定です。今回の改正では、「外とう、襟巻、かさ」の表記を「コート、マフラー、傘」に改め、禁止されている「写真機及び録音機」を削除するとともに、必要と認められる携帯品について、議長の許可制から議長の届出制に改めるものです。

付則としまして、この規則は公布の日から施行します。

改正の趣旨については、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、本町会議規則についても現代社会の情勢の変化に合わせたものに改めるとともに、住民に開かれた議会の

実現を図る観点から所要の改正を行うものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発委第2号 多賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第14 「発委第3号 多賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富永勉議会運営委員長。

〔議会運営委員長 富永勉君 登壇〕

○議会運営委員長（富永勉君） 「発委第3号 多賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、第7項および会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年9月26日、多賀町議会議長、菅森照雄様。

提出者、多賀町議会運営委員会委員長、富永勉。

それでは内容についてご説明申し上げます。

多賀町議会傍聴規則の一部を改正いたします。第3条は傍聴人の人数制限について定めたもので、「一般席の」の次に「傍聴人の」を加えます。

第4条は傍聴の手続について定めたもので、これまで必要であった年齢を削除するものです。

第5条、第6条は、年齢の削除とともに、「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者」に改正します。

第7条は、傍聴席へ入ることができない者を定めたもので、社会情勢の変化に対応する文言整理であります。

第8条は、傍聴人の守るべき事項を定めたもので、第1号は文言を整理し、第2号は

携帯電話の項目を新たに設けるもの、また、従来第7条にあった写真、映画等の撮影および録画の禁止の規定を第4号に移し、文言整理をするもの。

第9条、第10条は条ずれを改めるものです。

付則につきましては、この規則は公布の日から施行するものです。

改正の趣旨については、標準町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、傍聴人の守るべき事項を現在の社会情勢の変化に合わせたものに改めるとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から所要の改正を行うものです。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発委第3号 多賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第15 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

---

○議長（菅森照雄君） 日程第16 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。本定例会において議決されました議案等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付されました案件は全て終了しました。

去る9月2日開会、本日までの25日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和7年9月第3回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 5時16分 閉会）

多賀町議会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員